

介護保険料納付額確認書の交付申請について

第1号被保険者(65歳以上の人)が納めていただいた介護保険料は、所得税の確定申告や、市県民税の申告の際に社会保険料控除の対象になります。介護保険料納付額確認書は以下の方法で申請することができます。

|申請方法

●窓口で申請する場合

本人又は同世帯の人がお越しください。それ以外の人から申請の際は、「住所・氏名・電話番号・請求理由」を記入いただいた上で、押印いただきます。

受付窓口は、介護保険課、各支所総合窓口課になります。

なお、交付申請書はこちらからもダウンロードできます。

⇒ http://www.city.chikusei.lg.jp/cms/data/doc/1392357618_doc_128_0.xls

●電話で申請する場合

電話で申請される場合は、証明が必要な人の「住所・氏名・生年月日・必要とする証明期間」をお伝えください。受付後、証明書を郵送いたします。

郵送先は証明が必要な人の、住民登録地または送付先登録地に限ります。

また、電話での納付額の回答はできませんのでご了承ください。

|納付額確認書以外の納付証明

納付額確認書以外でも、以下の書類が申告の際の証明として添付できます。

●特別徴収(年金天引き)の人

年金保険者(社会保険庁や組合等)から1月中に送付される「公的年金等の源泉徴収票」が証明書類になります。

※医療保険料も天引きされている人の場合は、医療保険料と介護保険料が社会保険料として合算されている場合がありますのでご注意ください。

※天引きされている年金の種類が、遺族年金や障害年金の場合は、年金保険者から源泉徴収票が送付されませんので、本市で納付額確認書の交付申請をしてください。

●普通徴収(納付書・口座振替)の人

納付書で納付いただいている人は、納付の際の領収書が証明書類となります。口座振替の人は、1月中に市から送付される「口座振替領収済通知書」が証明書類となります。